

第 6 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年2月22日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）になされた異議の申出に係る意見照会への回答を『妥当であると考えられる』としたことが、条例第37条の規定『この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。』に適合している根拠を示すすべての文書」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年3月8日、実施機関は、本件公開請求に対して、①名古屋高速道路公社情報公開規程（平成13年3月15日名古屋高速道路公社規程第2号。以下「公社規程」という。）及び②情報公開に関する異議申出に係る意見照会について（平成17年11月7日付け回答）（以下これらを「本件行政文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年4月5日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消し、請求した文書の公開を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
(1) 公社に対して、環境予測の根拠の開示請求をしたところ、調査報告書のみ開示を受けたが、1冊のうち3分の1か4分の1ほどしか開示されず、それに対して異議の申出をした。公社は、異議の申出について検討をす

るにあたり、愛知県と名古屋市の担当課の意見を聴いており、名古屋市については、住宅都市局都市計画部街路計画課へ意見照会を行っている。

名古屋市は、公社の一部開示は妥当であったと返答したが、愛知県は、開示又は不開示の検討や不開示内容の検討が必要であるとしている。

(2) 名古屋市は、公社の一部開示についての見解を求められたのであるから、条例に従った判断を下すべきであるが、愛知県は「再検討すべきである」と判断したにも関わらず、名古屋市は妥当と判断した。したがって、妥当と判断した根拠を示す文書の開示を求めたのである。

(3) 名古屋市が、この事案について、あえて妥当と判断したのであれば、条例に照らし合わせて、妥当と判断した根拠を明確にしているはずである。そうでなければ、担当者が妥当と勝手に判断し、根拠も確認しないで決裁が次々されていった、ということになってしまう。名古屋市への情報開示であれば、開示されるはずである部分が不開示にされたことが妥当であると判断した根拠、同じく電磁的記録を不開示としたことを妥当と判断した根拠が、開示できるものとして残っていないとは到底考えられない。

(4) 公開されたのは、手続文書と公社が開示した文書だけであり、妥当と判断した根拠を示す文書は見当たらない。当該文書は、公開されるべきであると考ええる。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

条例第37条第1項は、本市が出資する法人等に対し、条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努力義務を規定したものである。公社は、この規定に基づき、公社規程を定め、情報公開を行っているところである。

異議申立人から公社に対してなされた異議の申出について、公社から本市に対して意見照会（以下「本件意見照会」という。）がなされた。本件意見照会の手続は、公社規程第16条第2項の規定により異議の申出について検討をする際に原則として行われるものであり、本市は、本件意見照会に対し、不開示とした対応は妥当であるが、開示しないこととした理由については、公社規程第7条第4号（審議等情報）に該当することのほか、同

条第5号（事務事業情報）にも係るものであると思われると回答した。これらの手続は、条例の趣旨にのっとり情報公開を行うための必要な措置であり、条例第37条第1項の規定に適合しているものである。

したがって、公社規程並びに本件意見照会についての公社からの照会文書及び本市の回答文書を、請求のあった行政文書と特定し、それらのすべてを公開決定したものである。よって、異議申立人が公開を求めていると考えられる文書については、既にすべて公開決定している。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か及び本件行政文書以外に対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、公社になされる異議の申出に関して、公社が実施機関に対し、意見照会を行う際の根拠規定である公社規程及び本件意見照会に対し、実施機関が回答書を作成するにあたっての決裁文書である。

3 本件意見照会に対する回答書の作成について

(1) 当審査会の調査によると、本件意見照会に対する回答の作成について次の事実が認められる。

ア 公社規程は、条例第37条の趣旨に基づき、公社が情報公開の実施を目的として制定した規程である。

イ 公社は、公社規程に基づく平成17年7月29日付けの文書等開示申出書に対し、同年8月12日付けの文書等一部開示通知書（以下「本件通知」という。）により通知を行った。

ウ 同年9月12日付けで本件通知を不服とした異議の申出がなされ、公社は、公社規程第16条第2項及び名古屋高速道路公社情報公開事務取扱要領に従い、本件意見照会を行った。

エ 実施機関は、本件意見照会に対し、回答を作成するため、公社から異議申出書の写し並びに参考資料として文書等開示申出書の写し、本件通知、開示申出に対する措置についての説明文書及び開示文書の写

しの送付を受けている。その後、実施機関は、これら資料をもとに回答書を作成する際、検討を行っているが、その段階において、文書は作成されていない。

オ 実施機関は、上記の検討の結果、公社規程第7条第4号により非開示とした本件通知は妥当であり、かつ、同条第5号にも該当する旨の意見を付した回答案を決裁文書として作成し、公社へ回答を行った。

(2) 以上の事実を踏まえて、本件行政文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否かを判断する。

上記(1)の事実から、実施機関は、本件意見照会に対する回答を作成する上で、公社が非開示とした文書の提出は受けていないものの、公社規程並びに意見照会を受けた際の資料である開示された文書及び非開示とされた文書の表題に類する部分をもとに検討を行い、公社に対して回答を行っている。したがって、本件行政文書は、実施機関が回答を行う上での基礎資料となるものであるから、本件公開請求の対象となるものであると認められる。

(3) 次に、本件行政文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否かを判断する。

実施機関は、公社規程に照らして、本件意見照会を受けた際の資料である開示された文書及び非開示とされた文書の表題に類する部分をもとに公社が非開示とした対応は妥当であるか否かの検討をしている。実施機関は、検討の段階において文書を作成しておらず、検討の結果、本件行政文書を回答として意思決定していることから、本件行政文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 4 月24日	諮問書の受理
5 月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6 月28日	実施機関の弁明意見書を受理

6 月 29 日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
7 月 21 日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
12月19日 (第73回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成19年 2 月 20 日 (第75回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3 月 15 日 (第76回審査会)	調査審議
平成20年12月 9 日 (第97回審査会)	調査審議
12月22日	答申